

ILO 多国籍企業宣言「企業に向けられた原則」一覧

(2017年度改訂版)



International
Labour
Organization



ILO 多国籍企業宣言は、多国籍企業、政府、使用者団体、および労働者団体に対し、責任ある持続可能な労働慣行に関する指針を国際労働基準から導き出される原則に基づき提供するものです。

多国籍企業であれ国内企業であれ、また大企業か中小企業にも関わらず、すべての企業が参考とするべきものです。



関連ウェブサイト

<p>一般方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家の主権を尊重し、国家の法令に従い、国際基準を尊重すること [第8項] ○ 労働における基本的原則及び権利の実現に貢献すること [第9項] ○ 結社の自由及び団体交渉、労使関係及び社会対話が果たす中心的な役割を踏まえてデュー・ディリジェンスを実施すること [第10項] ○ 企業の事業活動が受入国における開発の優先度と合致するよう、政府、使用者団体及び労働者団体と協議すること [第11項]
<p>雇用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の雇用政策及び政策目標を考慮しながら、雇用機会の増進及び雇用水準の向上に努めること [第16項] ○ 活動を開始する前に、その雇用計画ができる限り国家の社会開発政策と調和を保つように、権限ある機関及び国内の使用者及び労働者の団体と協議すること [第17項] ○ 受入国の国民の雇用、職業的發展、昇格及び昇進を優先すること [第18項] ○ 直接的及び間接的に雇用を創出する技術を利用すること、また適切な技術開発に参画し、技術を受入国のニーズ及び特色に適合させること [第19項] ○ 事業活動実施地域における調達、現地での原材料加工及び部品及び設備の現地生産を通じて現地企業との連携を構築すること [第20項] ○ インフォーマル経済からフォーマル経済への移行に貢献すること [第21項] ○ 公的社会保障制度を補完し、その更なる発展に寄与すること [第22項] ○ 自社の事業における強制労働の禁止と撤廃を確保するための即時かつ効果的な措置を講じること [第25項] ○ 就業の最低年令を尊重し、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時かつ効果的な措置を講じること [第27項] ○ 差別禁止の原則に則り、資格、技能及び経験を、労働者の採用、配置、訓練及び昇進の基礎とすること [第30項] ○ 労働者に対して安定した雇用を与えるよう努め、雇用安定及び社会保障に関して自由な交渉の結果負担した義務を遵守し、事業活動の変更にあたり合理的な予告を行い、また恣意的な解雇を避けること [第33-34項]
<p>訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業自体のニーズ及び国の開発政策に応じ、雇用されているすべてのレベルの労働者に対して訓練を提供すること [第38項] ○ 技能の習得、生涯教育、技能開発及び職業訓練を奨励するための諸計画に参加し、熟練技能者を育成すること [第39項] ○ 企業の現地管理者に対し経験向上の機会を企業内で提供すること [第40項]
<p>労働条件・生活条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業遂行に伴って、関係国における類似の使用者が提供するものと比較して不利でない賃金、給付及び労働条件を提供すること、その際に一般賃金水準、生活費、社会保障給付、経済的要素、生産性のレベルを考慮すること [第41項] ○ 職場の安全衛生について最高水準を維持すること、新しい生産品及び工程に関係する特別な危害及びこれに関連する保護措置を周知すること、他国における好事例に関する情報を提供すること、及び産業安全の危害の要因分析について主導的役割を果たすこと [第44項] ○ 安全衛生に関する国内及び国際機関、国内当局、労働者及び労働者団体と協議の上、安全衛生に関する事項を労働者代表との協約に含めること [第45-46項]
<p>労使関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社の事業の遂行を通じて、労使関係の基準を遵守すること [第47項] ○ 結社の自由及び団体交渉権を尊重し、有意義な交渉のために必要な便宜及び情報を提供すること [第48,57,61項] ○ 代表的な使用者団体を支持すること [第50項] ○ 労使双方の関心事項について、定期的に協議を行うこと [第63項] ○ 救済のための効果的な手段を提供するようビジネスパートナーに働きかけること [第65項] ○ 適切な手続に従い、労働者の苦情を審査すること [第66項] ○ 労働者の代表及び労働者団体と協力して、任意調停制度を設立するよう働きかけを行うこと [第68項]